

必要書類や注意事項などの
詳細は申請前に町ホーム
ページを確認してください。

ご活用ください！ 町の補助・助成

拡大! 子ども医療費助成

10月1日から助成の対象
年齢を18歳までに拡大しま
す。

●**対象者** 18歳まで(18歳
に達する日の属する年度の
3月31日まで)の子ども

●**受給者証の申請**

7月頃に新たに対象とな
る16〜18歳の子どもの保護
者等へ、申請書を送付し、
9月頃を目途に子ども医療
費受給者証を送付します。
なお、0〜15歳の子どもの
保護者には、有効期間を延
長した子ども医療費受給者
証を9月頃に送付します。

●**対象医療**

保険適用の全ての疾病
※拡大により対象となる方
は令和6年10月1日以降
受診分となります。

問 保険医療課 内線153



New 若年がん患者在宅療養 支援事業補助金

●**対象者**

- ・町内に住所を有する方
- ・サービス等の利用時に、
40歳未満の方
- ・がんと診断された方で、
医師に一般的に認められ
ている医学的知見に基づ
き、回復の見込みがない
状態に至ったと診断され
た方
- ・在宅療養生活の支援およ
び介護が必要な方
- ・他制度で同等の補助また

New 特殊詐欺等被害防止 対策機器購入費補助金

●**対象者**

- ・町内に住所を有し、購入
した年度末までに満65歳
以上の年齢となる方
- ・対象者の属する世帯の構
成員である方

※他条件あり

●**対象機器** 令和6年4月

- 1日以降に、購入された固
定電話機に取り付けること
ができる①②または③
- ①自動応答録音装置
- 着信時に通話内容を録音

は給付を受けることがで
きない方

●**補助対象**

- ①在宅サービスにかかる利
用料(例：訪問介護・訪
問入浴介護・訪問看護な
ど)
- ②福祉用具の貸与にかかる
費用(例：手すり・ス
ロープ・その他介護保険
で認められるもの)
- ③福祉用具の購入(例：腰
掛便座・その他介護保険
で認められるもの)

●**補助金額**

補助対象費用

(上限6万円/月)の9割相
当額

※月の補助上限額は
5万4000円

●**申込み** サービス利用前
に保健センターへ電話相談
したのち、利用申請

問 保健センター

☎(83)9677



する旨を自動で相手に通知
したうえで、通話内容を録
音できる装置

②自動着信拒否装置

管理サーバーに登録され
た電話番号を自動で判別し
たうえで、迷惑電話であるこ
とを通知またはその着信を
拒否することができる装置

③①②の機能を内蔵する 固定電話機

●**補助金額**

機器購入およ
び設置に要した費用の2分
の1(100円未満切り捨
て)以内、上限6000円

※対象者が属する世帯につ
き1回限り

●**申込み**

令和7年3月31日(月)まで
に問い合わせ先へ

問 住民自治課 内線295



妊婦医療費補助金

母子健康手帳交付時に案内します。健康保険証を持参してください。対象者は「確認証」を交付します。

●**対象者** ①～③すべてに該当する方

- ① 母子健康手帳の交付を受けた方
- ② 町内に住所を有する方
- ③ 健康保険に加入している方

※他の公費医療費助成の対象となる方は、補助対象外

●**対象期間** 母子健康手帳の交付を受けた月の初日から5か月間

●**対象医療** 保険適用となる全ての疾病

●**補助額** 支払った医療費の自己負担相当額

●**申込み** 対象期間の末日から起算して1年以内に、必要書類を郵送または直接問い合わせ先へ

問 保険医療課 内線153



不妊治療費補助金

●**対象の治療・補助額**

① 健康保険適用分の不妊検査、一般不妊治療(タイミング法、人工授精など)に要した自己負担額

▼**補助期間** 2年間

② 令和5年4月1日以降に受けた健康保険適用分の生殖補助医療(体外受精など)に要した自己負担額(上限額年10万円)

※補助額は、医療費の自己負担額から高額療養費制度などにより支給される金額がある場合は、その額を控除した額

●**申請方法** 不妊治療を受けた月の翌月末日から起算して1年以内に申請してください。手続きには「東浦町不妊治療費に係る受診等証明書」(医療機関で証明が必要)と領収書が必要になります。

問 保険医療課 内線158



風しんワクチン予防接種の助成

妊娠初期の妊婦さんが風しんに感染すると赤ちゃんが先天性風しん症候群になる可能性があります。風しんに対する抵抗力を確認、獲得しましょう。

●**補助対象者** 町内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

- ・ 妊娠を予定・希望する女性
 - ・ 妊娠を予定・希望する女性の夫・パートナー
 - ・ 妊婦の夫・パートナー
- ※過去に風しんワクチンの助成を受けた方は対象外

●**助成額**

- ・ 風しん単独ワクチン 上限3000円
- ・ 麻しん風しん混合ワクチン 上限5000円

●**接種期間・申請期間** 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(日)

●**申請方法** 保健センターへ連絡後、医療機関でワクチン接種し、必要書類を保健センターへ

問 保健センター
☎(03)9677



結婚新生活支援補助金

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新生活のスタートアップに係る費用を補助します。

●**補助対象者**

- ・ 令和6年1月1日以降に婚姻
- ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 など

●**補助対象経費**

婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用

●**補助上限額**

- ① 夫婦ともに29歳以下かつ世帯所得500万円未満 1世帯あたり60万円
- ② 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満 1世帯あたり30万円
- ③ 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円以上 1世帯あたり10万円

●**申請期間** 6月3日(日)以降に直接問い合わせ先へ

問 企画政策課 内線290



三世代同居等 定住促進補助金

三世代同居または同居をするために、子世帯が住宅を新築・購入に係る費用を補助します。

●**主な補助要件**

- ・ 新築・購入する建物は令和3年4月以降に契約し、市街化区域内にある
- ・ 同居・同居を開始した日から6か月以内である
- ・ 子世帯が町内在住で、自ら賃貸借契約をしている

※町外在住の場合は持家・賃貸問わず

- ・ 親世帯は町内に3年以上住んでいる
- ・ 子世帯夫婦が49歳以下で小学生以下の子ども(胎児を含む)と同居している など

●**補助対象経費**

新築・購入に係る費用

●**補助額**

- ・ 同居の場合 最大50万円
- ・ 近居の場合 最大30万円

●**申込み** 必要書類を直接問い合わせ先へ

問 企画政策課 内線290



ご活用ください！ 町の補助・助成

ヘルメット購入費補助金

自転車に乗る際はヘルメット着用の努力義務があります。

●対象者

- ・令和6年4月1日以降に新品の自転車乗用ヘルメットを購入した方
- ・町内に住所を有する方など

●対象ヘルメット

- ①(一般)製品安全協会SGマーク
- ②(公財)日本自転車競技連盟JCFマーク
- ③欧州連合の欧州委員会CEマーク(EN1078)
- ④ドイツ製品安全法GSマーク
- ⑤米国消費者製品安全委員会CPSCマーク

●補助額

※上限2000円

●その他

- ひとり1個、1回限り
- 申込み** 令和7年3月31日頃までに問い合わせ先へ(オンライン申請可)

町民自治課

内線295



合併処理浄化槽の設置補助

設置前に事前相談のうえ、申請をしてください。

●対象

- ①町内の個人住宅に住んでいる方
- ②公共下水道事業認可区域外でし尿くみ取り便槽または単独処理浄化槽を使用している方で、令和6年4月1日～令和7年3月15日に合併処理浄化槽への転換設置を完了し、実績報告のできる方

●補助金額

- ・5人まで 9万円
- ・7人まで 12万円
- ・10人まで 18万円

●申込み

補助交付申請書に工事請負契約書の写し、町税の納税証明書または確認同意書など必要書類を問い合わせ先へ

●環境課

内線284



住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金

詳細な対象・条件は2次元コードへ



●対象機器(未使用のもの)

- ①一体的導入システム
- ②定置用リチウムイオン電池システム

▼補助金額

- ・8万円/台
- ③家庭用燃料電池システム
- ▼補助金額 6万円/台
- ④太陽熱利用システム
- ▼補助金額 2万円/台
- ・自然循環型 4万円/台
- ・強制循環型 4万円/台
- ⑤電気自動車等充給電システム(V2H)
- ▼補助金額 5万円/台

●対象者

- ・自らが居住する町内の住宅に設置する方
- ・自らが居住するため建売住宅供給者などから町内の対象システム付き新築住宅を購入する方
- ・町外の方は実績報告時、町内に住所を有する方

●その他

1世帯1台限り

●申込み

必書類を設置工事前までに問い合わせ先へ

●環境課

内線282



雨水貯留浸透施設の設置補助

貯留槽は80リットルから設置できます。豪雨時に雨水流出を抑制し、河川・水路への負担を軽減するため、雨水貯留浸透施設を設置する方に補助金を交付しています。補助要件があるため、施設の計画がある場合は事前にご相談ください。

●補助対象となる施設

- 町内の建物に付随する次の施設、補助額

施設名	補助額(上限は15万円)
浸透マス	設置費用の5分の4
浸透管	設置費用の5分の4
貯留槽	設置費用の3分の2
浸透槽	設置費用の5分の4
浄化槽転用貯留槽	転用費用の3分の2
透水性舗装	1㎡あたり10,000円

●拡大! 設備投資、販路開拓等補助金

国が実施する生産性革命推進事業「事業承継・引継ぎ補助金」を活用して事業承継等を行った中小企業が補助対象に追加されました。

●補助対象者

- ①②どちらにも該当する方
- ①町内に事業所を有する方(法人は町内に本店を有する方。個人は町内に住所を有する方)
- ②事業承継・引継ぎ補助金の交付決定を受けた方の交付決定を受けた方

●補助金額

補助対象経費から事業承継・引継ぎ補助金の額を差し引いて得た額の2分の1

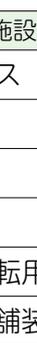
●申込み

事業承継・引継ぎ補助金の交付額の確定通知を受けた日から60日以内または3月末日のいずれか早い日までに申込み

●町商工振興課

(勤労福祉会館内)

☎(83)6118



町道路河川課 内線304



必要書類や注意事項などの詳細は
申請前に町ホームページを確認してください。

次世代自動車購入費補助金

●対象車・補助金額

①燃料電池自動車(FCEV) 20万円

②電気自動車(EV) 5万円

③プラグインハイブリット車(PHV・PHEV) 5万円

●対象者

・令和6年4月1日以降に町が定める次世代自動車を購入した個人

・新車登録日から起算して1年以上前から引き続き町内在住で町内に住所を有する方

・次世代自動車の自動車検査証の使用者として記載されている方

※リースや中古車は補助対象外

※補助は年度内で1台まで
●申込み 令和7年3月31日(令和7年3月に新車登録した方は、令和7年4月30日(日)までに、必要書類を問い合わせ先へ

問環境課

内線282



都市緑化推進事業補助金

緑化事業を行う前に申請してください。

●対象 緑化面積が50㎡以上(生垣は延長15m以上)の緑化事業を行う方

●交付額 対象経費の2分の1で、次の額の範囲内

①屋上緑化および壁面緑化 緑化面積に1㎡あたり3万円を乗じて得た額

②駐車場緑化 緑化面積に1㎡あたり2万円を乗じて得た額

③空地緑化 緑化面積に1㎡あたり1万5000円を乗じて得た額

④生垣設置 生垣の延長1mあたり5000円を乗じて得た額

●申込み 支給対象となる可能性のある方は問い合わせ先へ

問公園緑地課 内線265



塀の撤去と生垣の設置補助

必ず作業前に申請してください。

●対象 高さ1m以上のブロック塀などを取り壊す方、または連続して2m以上ある生垣を設置する方

●補助額(上限あり) ▼ブロック塀などの撤去

①②のどちらか安い方

①塀の延長1mあたり5000円

②塀の撤去に要した経費の2分の1の額

▼生垣の設置 生垣の延長1mあたり2000円

●申込み 支給対象となる可能性のある方は問い合わせ先へ

問公園緑地課 内線265



がん患者アピランスケア支援事業補助金

がん治療によってウィッグ、乳房補整具を購入した費用を一部補助します。

●対象者 ・がんと診断され治療を受けたまたはすでに受けている方

・治療に起因する脱毛、または外科的治療等による補正具を購入している方など

●対象品・金額 ①ウィッグ

※同時購入の頭皮保護ネットを含む

②乳房補整具

●補助額 購入金額の2分の1 ※上限2万円

※補助回数は1人につき対象品①②各1回限り

●申請期限 補助対象品購入後、1年以内

●申請方法 保健センターへ電話相談したのち、必要書類を保健センターへ

問保健センター

☎(83)9677

☎(83)9677



愛知県後期高齢者医療協定保養所利用助成

後期高齢者医療被保険者の皆さんが協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1000円を助成します。

●対象協定保養所 ・東浦町 あいち健康の森プラザホテル

☎(82)0211

・長野県(王滝村) おんたけ休暇村

セントラル・ロッジ

☎0264(48)2111

・蒲田市サンヒルズ三河湾

☎0533(68)4696

・江南市 すいとびあ江南

☎0587(53)5555

(予約専用番号)

・豊田市 百年草

☎0565(62)0100

●利用方法 利用申込時に「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カードを提示

問愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課



☎052(955)1205